

室内環境学会標準法認定に関する基本規約

(目的)

- 1 室内環境学会(以下、本学会と略称する)は、以下の目的を達成するために室内環境学会標準法の認定を行う。
 - 1.1 室内環境の設計、施工、管理あるいは利用に関わるすべての人が室内環境に影響を与える商品やサービスの新規購入、更新、あるいは修繕を行う際に、目的や用途に応じた標準法として認定した評価方法により複数の候補の相互比較を行うことで、室内環境にとってより望ましい商品やサービスの選択を可能にする。
 - 1.2 室内環境に関わるすべての人が複数の商品やサービスの相互比較に基づいた選択を行う行動を通じて、室内環境に影響を与える商品やサービスを提供する企業が、室内環境にとってより望ましい商品やサービスの開発の促進を目指す。
 - 1.3 室内環境の改善、維持を目指した研究、開発を行っている室内環境学会会員(以下、会員と略称する)の研究成果を社会に広めることより、より望ましい室内環境の実現を図る。
 - 1.4 「室内環境学会標準法準拠」を商標登録し、この商標に対する社会的信頼感を醸成し、会員の研究、開発成果が広く社会に貢献することを目指す。

(審査手順)

- 2 会員は、室内環境学会標準法として認定を求めるときは標準化委員会に申請することができる。
- 3 申請書の書式は、JIS Z 8301「規格票の様式および作成方法」に定められた書式を使うことが望ましい。
 - 3.1 JIS Z 8301 のテンプレートは財団法人日本規格協会 規格開発部 JDT 2008 の URL から入手することが出来る。
- 4 標準化委員会は、別に定める細則に従って、申請を室内環境学会標準法として認定するか、否かを判定する。
- 5 標準化委員会は室内環境学会標準法として認定した場合には、認定番号を付与する。
- 6 標準化委員会は 10 年を経過した場合、あるいは緊急の必要性が生じた場合、標準法を見直すことが出来る。

(認定された標準法の使い方)

- 7 「室内環境学会標準法準拠（認定番号）」商標の管理、利用をしようとする会員（商標会員と呼ぶ）は、商標管理委員会を通じて本学会と商標使用に関する契約を結ばなければならない。
 - 7.1 商標使用契約に関する細則は別に定める。
（商標ブランドの管理）
- 8 商標管理委員会は、商標会員に対して、利用状況に関する報告を求めることができる。
 - 8.1 商標管理委員会は、会員などから不適切な商標の利用状況の申告を受けた場合には、商標会員に対して是正勧告を行うことができる。
 - 8.2 是正勧告を受けた商標会員は、直ちに是正に努め、速やかに改善報告を商標管理委員会に提出しなければならない。
 - 8.3 是正勧告を行う場合には、商標管理委員会は役員会に報告しなければならない。
- 9 役員会は、不適切な商標の利用状況が改善されない場合には、会則第5条3項に定める除名処分を含む処分を検討、発議しなければならない。
- 10 商標会員は「室内環境学会標準法準拠」の商標イメージの向上に努めなければならない。
（発効）
- 11 本規約は、2010年6月30日に発効する
（付則）